

指定居宅介護支援事業所「さざんかホール」運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 光道園（以下「事業者」という。）が老人福祉法に規定する居宅介護支援事業として設置経営する、指定居宅介護支援事業所「さざんかホール」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が利用者に対し、適正な指定居宅介護支援の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、指定居宅介護サービス計画を作成するものとする。

2 指定居宅介護サービス計画を作成するにあたっては、利用者に対して事業者に関する情報を適性かつ公平に提供するものとする。

3 サービス事業者の選定は、あくまで利用者の希望に基づくものとし、指定居宅介護サービス計画は利用者の十分な理解を得たものとする。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス計画の提供に努めるものとする。

5 法定研修等における実習を積極的に受け入れるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 指定居宅介護支援事業所「さざんかホール」
- 二 所在地 福井県丹生郡越前町朝日 22 字 7 の 1

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種及び定数)

第4条 事業所に勤務する職員の職務及び定数は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名 ただし、介護支援専門員と兼務とする。
- 二 介護支援専門員 5 名以上 ただし、内 1 名は管理者と兼務する。

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員は、指定居宅介護サービス計画の作成及び指定居宅介護

支援の提供を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 指定居宅介護支援の内容及び利用料等

(居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 課題分析（アセスメント）業務
- 二 居宅介護サービス計画原案作成業務
- 三 サービス担当者会議業務
- 四 サービス実施状況等の継続的把握・評価業務
- 五 再課題分析業務
- 六 その他、要介護者ごとの居宅介護支援台帳の整備管理業務
- 七 居宅介護サービス計画の変更管理等の給付管理業務

(指定居宅介護支援の提供方法)

第8条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受け入れる場所 … 利用者居宅及び「さざんかホール」内相談室等
- 二 使用する課題分析表の種類 … モデル事業で国が定めた5方式及び居宅サービスガイドライン
- 三 サービス担当者会議の開催場所及び頻度 … 利用者居宅及び「さざんかホール」内相談室及び各サービス事業所、新規時、更新時、区分変更 その他適宜実施
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 … 月1回及び必要に応じ適宜実施

(利用料等について)

第9条 介護保険適応外の利用料の額は、介護報酬広告の額と同額とする。

2 次条の通常の事業実施地域（越前町）を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

- 一 通常の事業実施地域（越前町）の境界から、1kmあたり10円とする。

3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、越前町の区域とする。

第6章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第11条 介護支援専門員は、居宅介護支援を提供中に、利用者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

第7章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第12条 事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供するため、職員の勤務体制を定め、指定居宅介護支援の提供は当該職員によって行う。

2 事業者は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
- 二 継続研修 年間研修計画に沿って実施

(掲示)

第13条 事業者は、事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第14条 事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 事業者は、退職者等が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- 二 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

三 施設において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

五 成年後見制度の利用支援

2 従業者は、事業所内及び利用者の居宅その他の場所において、当事業所の従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者のこと。）その他の者により、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

（苦情処理）

第16条 事業者は、提供した指定居宅介護支援に関する、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する。

2 事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を得た場合は、当該指導又は助言に従い、必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

（地域との連携等）

第17条 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行う等地域との交流に勤める。

（事故発生の防止及び事故発生時の対応）

第18条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

一 事故が発生した場合の対応及び次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 事業者は、利用者に対する介護保険指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

4 事業者は、利用者に対する介護保険指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第19条 指定居宅介護支援の事業会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第20条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第一号および第二号の記録についてはその完結の日から五年間、その他の記録についてもその完結の日から五年間保存する。

【記録の種類】

- ・ サービス計画書(保存期間5年)
- ・ 具体的なサービス内容の記録(保存期間5年)
- ・ 身体拘束についての記録(保存期間5年間)
- ・ (不正被保険者についての)市町村への通知(保存期間5年間)
- ・ 苦情内容等の記録(保存期間5年間)
- ・ 事故対応についての記録(保存期間5年間)
- ・ ほか(保存期間5年間)

※ 「完結の日」の考え方

- ・ 日々作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。

サービス内容の記録、身体拘束についての記録

- ・ 記録に期間の定めがあるものは、その期間の満了日

サービス計画書

- ・ 必要に応じて作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。

市町村への通知、苦情の内容等の記録、事故対応についての記録

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成17年10月 1日より施行する。
この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成26年 2月 1日より施行する。
この規程は、平成26年10月 1日より施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和 4年 9月22日より施行する。
この規程は、令和 5年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

別添

通常の事業の実施地域以外の利用者に対する交通費の算出根拠

ガソリン 1リットル 100円とし、1リットル=10キロメートル走行
よって、事業所より利用者宅まで片道1キロメートル10円とする。